

令和6年（2024年）10月

函館市の宿泊税の考え方について

函 館 市

1 宿泊税の検討経過

(1) 宿泊税について

宿泊税は、ホテルや旅館、民泊などの宿泊施設に宿泊する場合に、宿泊者の宿泊行為に対して課税する法定外目的税（※）です。

観光振興に充てる財源として、令和6年（2024年）9月末時点で9自治体で導入されており、令和6年（2024年）11月に北海道ニセコ町、令和7年（2025年）1月に愛知県常滑市、令和7年（2025年）4月に静岡県熱海市と北海道赤井川村で導入が予定されています。

また、函館市のほか多くの自治体で導入が検討されています。

宿泊税導入自治体

東京都、大阪府、京都市、金沢市、倶知安町、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市

北海道内での宿泊税導入検討自治体

北海道、札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、千歳市、富良野市、北広島市など

※ 法定外目的税

目的税は特定の目的に使われる税です。目的税のうち地方税法には定めがなく、自治体で制定する条例を根拠に徴収する税を「法定外目的税」と言います。

1 宿泊税の検討経過

(2) 観光振興と新たな財源の必要性

○ 観光振興の必要性

函館市におけるコロナ禍前の年間観光消費総額は2,046億円と推計されており、市内の各産業の売上金額と比較すると観光消費総額は「製造業」の1,972億円、「医療、福祉」の1,569億円を上回っているなど、観光は函館市の経済を支える重要な産業です。

また、観光はすそ野が広い産業であり、観光客の市内消費支出は企業間の取引を通じて幅広い産業に行き渡り、経済波及効果が広がるなど、函館観光の活性化は、関連する多くの産業にもメリットをもたらしています。

一方、函館市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和7年(2025年)で23.3万人、令和12年(2030年)で21.5万人と、人口減少は今後も続くと予測されている中、観光振興により交流人口を拡大し、地域の活力や賑わいを維持することは非常に重要であり、今後も函館市が国内外の観光客から魅力的な旅行先として選ばれ続けるためには、函館観光の価値と観光客の満足度を高める新たな取組みを進めていく必要があります。

○ 観光振興のための新たな財源の必要性

函館市の財政状況については、歳入面においては、自主的かつ安定的な財源としての市税の歳入に占める割合が少ない脆弱な体質であり、歳出面においても人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費の割合が高く様々な財政需要に対応するための経費の割合が少ない硬直化した状況にあります。

函館市では、これまでも事務事業の見直しや自主財源の確保など、様々な行財政改革に取り組んできたところですが、将来的な人口減少により、市税や地方交付税など歳入の減少が予測され、財政規模の縮小が想定される中、歳出では喫緊の課題である人口減少などへの対応に加え、物価高騰等の影響や社会保障関係経費の財政需要の増加など厳しい状況が続いていくものと見込まれます。

このような中、これまで以上に観光施策を充実させ、持続可能な観光地づくりを推進するためには、安定的な自主財源を確保する必要があります。

1 宿泊税の検討経過

(3) 宿泊税の検討経過

函館市では、外国人観光客などの増加に伴う環境整備や観光施策の更なる充実にかかる安定的な財源を新たに確保するため、行政サービスの恩恵を受ける観光客にご協力いただき、観光目的税について検討し、他都市の導入例や函館市観光振興財源検討委員会からの提言（※）を踏まえて、宿泊税の導入が望ましいと考え、令和2年（2020年）2月に制度概要をお示ししました。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、議論を中断しておりましたが、昨年5月に、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより、観光入込客数が回復してきていることを踏まえ、導入に向けた検討を再開し、同じく導入の検討を進めている北海道が設置した「観光振興を目的とした新税に関する懇談会」へのオブザーバーとしての参加や、札幌市など道内他都市との情報交換などを行いながら、宿泊税の使途や税率などについて検討を進め、議論の出発点として、本年4月に「宿泊税の考え方について」（たたき台）を公表したところです。

宿泊税の導入にあたりましては、納税者であります宿泊者の負担感や、特別徴収義務者となります宿泊事業者にとりまして事務的な負担が過大とならないよう配慮することなども重要であると考えており、「宿泊税の考え方について」を公表以降、宿泊事業者をはじめ、関係団体への説明を実施したほか、宿泊事業者との意見交換会を開催し、この中で、いただいた意見などを踏まえまして、課税免除や特別徴収義務者交付金などについて見直しを行い、この度「函館市の宿泊税の考え方について」としてまとめたところです。

※ 函館市観光振興財源検討委員会からの提言〔令和元年（2019年）12月〕

財源確保の必要性	財源確保策の検討
近年、海外からの観光客の急増等により、新たな行政需要への対応が迫られていることに加え、将来的な人口減少に伴う財政規模の縮小により、観光行政費の縮小が想定されるところである。 今後、交流人口をさらに拡大し地域経済の活性化を図るためには、これまで以上に観光施策を充実させていかなければならず、現行施策に加えてさらなる観光振興施策の展開に必要な自主財源の確保が必要である。	観光振興に関する財源確保策としては、税の制度としてできる限り簡素であり、一定規模の財源確保が見込まれる制度がふさわしく、また、観光振興施策を中心とした行政サービスの恩恵を受けていることに対する負担の観点や宿泊客の多くが観光客であることを踏まえ、宿泊行為に課税する「宿泊税」が望ましい。

2 宿泊税の制度概要（案）

（1）税率

検討の視点

- ・ 宿泊者（納税者）の負担感を考慮し、先行事例を参考に、低価格な宿泊料金に対しては、より低額な課税、高価格な宿泊料金に対しては、より高額な課税を行う段階的定額制を導入したいと考えています。

〔 特に宿泊料金5万円以上の価格帯については、今後の海外富裕層等の宿泊を想定し、先行事例を踏まえ、
 応分の負担を求めるべきと考えています。 〕

- ・ 税制の簡素さや徴収事務の負担軽減に配慮し、税率を設定したところです。

税率および 税収額（見込）

○ 函館市における宿泊税額（案）

料 金 区 分				単年度税収額 （見込）
2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上	
100円	200円	500円	2,000円	約4.0億円

○ 参考 道税（※）と市税を合計した税額

自 治 体	料 金 区 分			
	2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上
北 海 道	100円	200円	500円	
函 館 市	100円	200円	500円	2,000円
合 計	200円	400円	1,000円	2,500円

※出典：北海道「観光振興を目的とした新税の考え方」

2 宿泊税の制度概要（案）

（2）税率以外

課税客体	・ 旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル営業，簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為
	⇒ 函館市観光振興財源検討委員会で，宿泊行為以外への課税についても検討しましたが，税の制度として，できる限り簡素であり，観光振興施策を中心とした行政サービスの恩恵を受けることに対する負担の観点や，宿泊者の多くが観光客であることを踏まえ，宿泊行為に課税したいと考えています。
免税点	・ 設けない。
	⇒ 宿泊税は，宿泊者が函館市に滞在する間に受ける観光振興施策を中心とした行政サービスに対し，負担を求めるため，宿泊者の宿泊行為に対し課税するものであり，宿泊の形態などによって，受益の度合いが大きく変わるものでないことや，税の公平性の観点から免税点は設けないこととしたいと考えています。
課税免除	・ 修学旅行その他学校行事に参加する者および引率者 ・ 学校教育の一環とみなされる各種大会に参加する者および引率者
	⇒ 修学旅行その他学校行事や学校教育の一環とみなされる各種大会は，公益性が高いと認め，課税免除したいと考えています。

2 宿泊税の制度概要（案）

（2）税率以外

徴収方法

- ・ 特別徴収制度

⇒ 宿泊税の納税義務者は、宿泊施設の宿泊者となりますが、函館市が直接徴収するのではなく、特別徴収義務者となる宿泊事業者が宿泊税を徴収し、函館市へ申告と納入をしていただくこととしたいと考えています。
また、北海道も宿泊税を導入する場合、函館市が北海道分もまとめて徴収する予定としています。

特別徴収義務者への配慮

- ・ 特別徴収義務者交付金：納入額の 5. 0 %
（見直しまでの 5 年間は、1. 0 % 上乗せし 6. 0 %）

⇒ 函館市の最低税率 100 円は、現在、道内他都市の多くが検討している税率 200 円の半額となっていますが、宿泊事業者が宿泊税を徴収するのにかかる 1 件あたりの事務負担は、税率に関わらず変わらないと考え、1 件あたりの交付金額が同程度になるようにしたいと考えています。

- ・ システム改修費の 2 分の 1 を補助

⇒ 北海道がシステム改修費の 2 分の 1 を補助することを検討していることから、北海道と協調し、函館市においても 2 分の 1 を補助したいと考えています。

2 宿泊税の制度概要（案）

（２）税率以外

制度の見直し

- ・ ５年を目途に制度を検証し，必要に応じて見直し。
- ⇒ 一定の課税を行う期間を定めることが適当であるとの国からの通達や，先行事例を踏まえ，５年ごとの検証と見直しを行いたいと考えています。

（３）その他

入湯税

- ・ 入湯税については，宿泊税を負担することとなる宿泊者や，宿泊税の徴収事務を行うこととなる宿泊事業者の負担増に配慮し，税率などの見直しを行いたいと考えています。

区 分	現 在	改正案
一般客	１５０円	１００円
修学旅行等	７０円	免除
ユースホテルを利用する会員，湯治	７０円	５０円
年齢１５歳未満の者	免除	免除

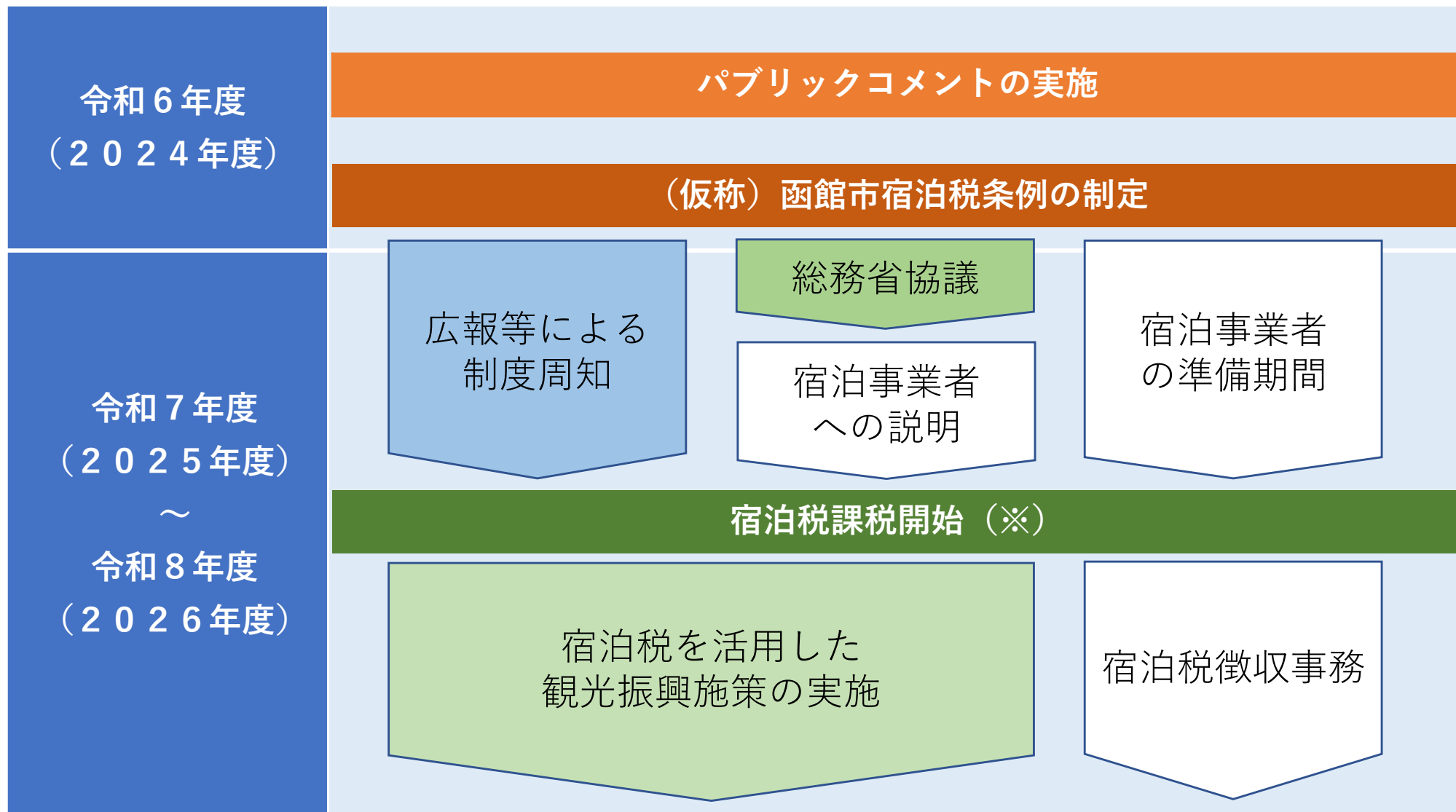
3 宿泊税を充当する観光振興施策（案）

【使途に関する基本的な考え方】		持続可能な観光地づくりに資する新規施策および拡充事業に使用
区分	使途の考え方（観光基本計画）	函館市の使途のイメージ
誘客による 観光業の活性化	観光プロモーションを強化するほか、 観光消費額を増大させる取組に使用	・ M I C E 誘致強化，道外他地域との周遊連携 ・ 消費単価の高い訪日外国人観光客の誘客など
観光客への質の 高い観光の提供	観光を通じて函館が潤う地域づくり を進めるため，函館観光の価値を高 め，観光客に満足いただける良質な 観光を提供する取組に使用	・ デジタル技術を活用した観光利便性の向上 ・ 観光資源の魅力向上，周辺地域の環境整備 ・ 観光，宿泊施設等の D X 支援 ・ ユニバーサルツーリズムへの取組，支援 ・ 食や文化などの多様性への対応 ・ 縄文遺跡群の施設充実，利用促進 ・ 観光施設等の混雑対策 ・ 駅，空港からの 2 次交通強化 ・ 災害時の観光客安全対策など
冬季観光の 魅力向上	安定的な観光地経営のため，下半期 の観光需要を喚起し，繁閑差を是正 する取組に使用	①誘客強化 ・ 冬季における②新規イベント開催，拡充 ③コンテンツ創造，充実など
人材育成	函館観光を盛り上げる人を増やし， 観光への市民理解を促進する取組に 使用	・ 観光関連産業の認知度向上，就職環境づくり ・ 観光業界における将来の担い手育成，確保 ・ 市民も含めた観光客へのおもてなしの向上など

※ 1 上記は現段階で想定している使途の方向性であり，関係団体や観光事業者などの意見を伺いながら，具体的な事業検討を行う。

※ 2 広域的事業等の実施については，北海道の使途と重複しないよう調整する。

4 今後のスケジュール（案）



※ 宿泊税課税開始

北海道も宿泊税を導入する場合、宿泊事業者の負担を考慮し、北海道と課税開始時期を合わせたいと考えています。